# 令和3年度 倉敷市立琴浦東小学校 いじめ問題対策基本方針

### Ľ 12 関 す る 現 状 لح 課 題 1.1 め

・本校は、児童数263人、クラス数は1、2、4、6年が2クラス、3、5年が1クラス、特別支援学級2クラスの学校である。児童間の仲は比較的よく、誰とでも分け隔て なく接することのできる児童が多い。いじめにつながるような問題にならないように、日頃から学級経営・人間関係づくりの充実を図るとともに、自分だけでなく、 他者を大切にすることのできる生活態度や言葉遣い等の指導も継続していく必要がある。また、高学年では、SNS利用をめぐるトラブルも発生しており、児童や保 護者に情報モラルに関する指導・啓発を行い、適宜適切な指導を行っていかなければならないと考えている。

## いじめ問題への対策の基本的な考え方

・一人ひとりの人間関係の様子を把握し、児童の内面に抱えた思いに寄り添うことができるように、児童や保護者、地域の方、関係機関等からの情報をつかみ、そ れに基づいた指導を行うことにより、いじめの未然防止・早期発見に努めることができるようにする。

## 〈重点となる取組〉

- ・毎月行う簡易アンケート,年2回のなかよし週間中のアンケートやその後行う教育相談,学校教育アンケートから個々の児童の実態把握や内面にある思いに寄 り添うことができるようにする。
- ・日頃から学級経営の充実、温かい人間関係づくりに努め、居場所のある安心して過ごせる学級・学校づくりを推進する。
- ・各学年で児童の実態に応じて、SNS の利用を含めた情報モラルに関する指導を計画的に実施する。また、道徳科の指導を確実に実施し、児童の心の耕しを図る。
- ・職員会議や終礼における情報交換委員会で、教職員全員で児童の様子を共通理解し、いじめの未然防止・早期発見に努める。

## 保護者・地域との連携

## (連携の内容)

- ・基本方針について、PTA 総会及び第1回 目の学級懇談会で説明し、学校のいじめ 問題に対する取組について理解を得ると ともに、PTA研修会等を利用し、意見 交換や協議の場を設定し、取組の改善に 生かす。
- ・学校評議員の協力を得て、地域の方々と の懇談の機会を設け、児童の学校外での 生活に関する見守りや情報提供の依頼を 行う.
- ・いじめの問題や SNS トラブル等につい て、保護者懇談や人権研修会等で啓発を 図る。
- 各種相談口や学校の教育相談等の窓口に ついて保護者に知らせるとともに,活用 を促す。

## 校

## いじめ対策委員会

- 〈いじめ対策委員会の役割〉
- ・基本方針に基づく取組の実施や年間計画の作 成, 実行, 検証。相談の窓口。発生したいじめ事 案への対応。
- 〈いじめ対策委員会の開催時期〉
  - ・年4回,教育相談週間後,必要に応じて適宜開催。
- 〈いじめ対策委員会の内容の教職員への伝達〉
- ・職員会議。緊急の場合はすぐに。
- 〈いじめ対策委員会の構成メンバー〉
  - ・校外(SSW, SC, PTA 会長, その他の関係機関)
  - ·校内(校長, 教頭, 教務, 生徒指導主事, 担任, 養護教諭等)

### 膱 全 教 員

## 関係機関等との連携

- (連携機関名)
- · 倉敷市教育委員会
- 〈連携の内容〉
- ・いじめに関する報告・連絡・相談 〈学校側の窓口〉
- · 校長, 教頭, 教務, 生徒指導主事 (連携機関名)
- ·SSW, SC, 子ども相談センター, 警察 (連携の内容)
- 学校での対応の難しい家庭への訪問によ る聞き取りや関係機関との連絡、情報提

〈学校側の窓口〉

教頭

### 学 が す る 組 校 実 施 取

# ①いじめの防止

教職員の指導力向上のため、人権教育担当者を中心とした校内研修を行う。

(なかよし週間での取組)

・なかよし週間中に、いじめについて考える機会をもち、いじめ防止の意識を高める取組を進める。

(居場所づくり)

- ・日頃の行事等の特別活動の中で、誰もが活躍できる機会を設定することで、自己有用感や充実感を感じられる学校づくりを進める。 (情報モラル教育)
- ・ネット上のいじめを防止するために、情報モラルに関する授業を学年の実態に応じて計画的に行う。
- ・道徳科の授業を確実に実施し、児童の心を耕し、道徳性を養う。

## (実態把握)

・児童の実態把握のためのアンケートを学期に1回程度実施し、簡易アンケートを毎月1回実施する。また、年2回の教育相談を実施することにより、児童 の生活の様子を十分に把握する。

## (情報共有)

- ・年2回の「気づきの会」や週末の児童に関する情報交換会により、全職員が情報を共有できるようにする。
- ・毎週金曜日の終礼でも情報交換を行い、全教職員で情報を共有する。

## (いじめの有無の確認)

- ・本校児童がいじめを受けているとの通報を受けたり、その可能性が明らかになったりした際は、速やかにいじめの有無の確認をする。 (いじめの対応への検討)
- いじめへの組織的な対応を検討するため、いじめ対策委員会を開催する。
- (いじめられた児童への支援)
- ・いじめがあったことが確認された場合には、いじめられた児童を最後まで守り抜くことを最優先に、当該児童及びその保護者に対して支援を行う。 (いじめた児童への指導)
- ・いじめた児童に対しては、いじめは絶対に許されない行為であることを指導し、毅然とした対処を行うとともに、保護者の協力を得ながら、健全な人間関 係を育むことができるようにする。

③いじめへの対処

# 倉敷市立琴浦東小学校 いじめ問題への対策に関する年間計画

		学校が実施する取組		
	会議,委員会等	① いじめ防止の取組	② 早期発見の取組	③ いじめへの対処
4月	<ul><li>○職員会議</li><li>(基本方針・指導計画の確認)</li><li>○毎週の情報交換</li></ul>	・前担任から新担任への引き継ぎ ・学級づくり,人間関係づくりの取組	・PTA 総会。保護者との学級懇談会 ・個人懇談	※発生事案への対処(随時) ・対応手順の共通理解
5月			・簡易アンケート	
6月	・いじめ対策委員会	<ul><li>・なかよし週間中におけるいじめを 考える取組</li></ul>	・アンケート(教育相談) ・担任による個別の教育相談	・いじめ対策委員会を受けて必要に応じて対処
7月	·第1回学校評議員会		・保護者との個人懇談会・簡易アンケート	
8月		•職員研修	・職員研修	•職員研修
9月	・いじめ対策委員会	・PTA人権教育研修会	・PTA人権教育研修会 ・簡易アンケート	
10 月			・簡易アンケート	
11 月			・簡易アンケート	
12 月	・いじめ対策委員会	・なかよし週間の取組	・アンケート(教育相談) ・担任による個別の教育相談 ・保護者との個人懇談会	・いじめ対策委員会を受けて必要に 応じて対処
1月	·第2回学校評議員会		<ul><li>・学校アンケート</li><li>・簡易アンケート</li></ul>	
2月			・簡易アンケート	
3月	・いじめ対策委員会		・保護者との学級懇談会・簡易アンケート	・いじめ対策委員会を受けて必要に 応じて対処

# 年間を通して、行う取組

- ・毎週金曜日、気になる児童や配慮の必要な児童について情報を共有し、全教職員で指導・支援に当たる。
- ・情報モラル教育を、年間を通して計画に沿って行う。
- ・道徳科の指導を年間計画に沿って確実に行う。
- ・学級づくり、人間関係づくりの取組を推進する。